

**補助金に係る
消費税及び地方消費税の
仕入れ控除税額の報告について**

茨城県福祉部長寿福祉課

1. 概要

- ・消費税は、課税事業者が課税対象となる取引を行なった場合に納税義務が生じますが、生産及び流通の各段階で重ねて課税されないように、確定申告において、課税売上に対する消費税から課税仕入れにかかる消費税を控除する仕組み（この控除を「仕入税額控除」といいます。）が採られています。
- ・一方、補助事業として交付した補助金につきましては、補助事業者の収入として消費税法上不課税（課税対象外）取引に該当します。
- ・補助事業者が、補助金の交付を受けて補助事業を実施するに当たり、課税仕入れを行い、確定申告の際に仕入税額控除した場合、当該補助事業者は仕入れに係る消費税額を実質的に負担していません。
- ・このことから、県の各補助要綱において、実績報告書の提出後に確定申告により仕入税額控除した消費税に係る補助金相当額が確定した場合、「消費税仕入控除税額報告書」を県に提出することになっています。

2. 返還の有無について

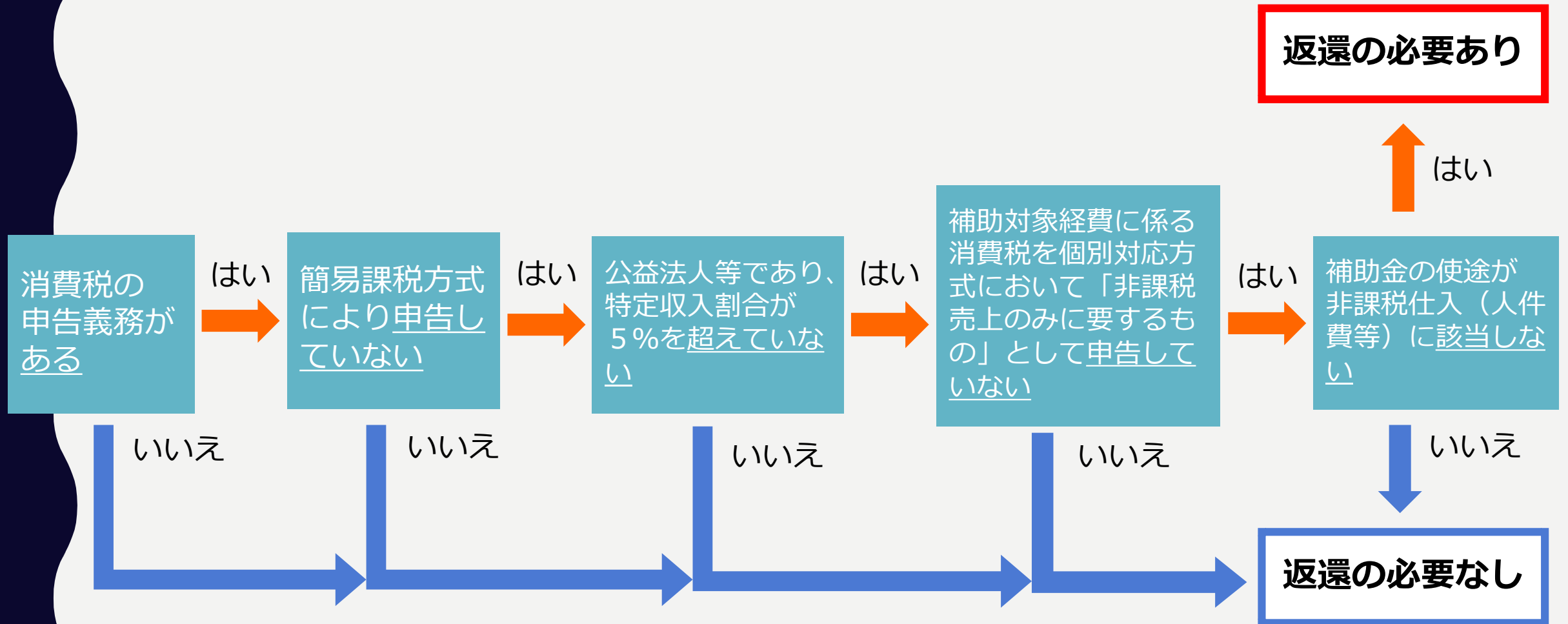
<返還の必要がない場合>

- ・ 消費税の申告義務がない。
- ・ 簡易課税方式により申告している。
- ・ 公益法人等（※）であり、特定収入割合が5%を超えている。
※社会福祉法人、公益財団法人など
- ・ 補助対象経費に係る消費税を個別対応方式において「非課税売上のみ
に要するもの」として申告している。
- ・ 補助金の使途が非課税仕入（人件費等）に該当する。
- ・ 補助金の申請時に、消費税分を除いて申請している。

<返還の必要がある場合>

- ・ 上記（返還の必要がない場合）に当てはまらない。

3. 返還の有無のフローチャート



4-1. 提出書類（返還なしの場合） その1

返還なしの場合でも、報告書の提出は必要です。

（1）仕入控除税額報告書（様式第7号）

（2）仕入控除税額の概要（返還なしの場合）

（3）返還なしの理由に応じて下記の添付書類を提出

- ①消費税の確定申告を簡易課税方式により申告している
…簡易課税方式の消費税の確定申告書の1枚目（第一表）
の写し

4-2. 提出書類（返還なしの場合） その2

②公益法人等であり、特定収入割合が5%を超えている。

…消費税の確定申告書「**計算表3 特定収入割合の計算表**」の写し

③補助対象経費に係る消費税を個別対応方式において「非課税売上のみ」に要するもの」として申告している

…消費税の確定申告書の**1枚目（第一表）**の写し

課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表（付表2）の写し

※返還なしの理由が「消費税の申告義務がない」、「補助金の使途が非課税仕入（人件費等）に該当する」の場合は、添付書類は不要です。

5. 提出書類（返還ありの場合）

（1）仕入控除税額報告書（様式第7号）

（2）仕入控除税額の概要

※該当する課税方式（全額控除・一括配分方式・個別対応方式）の様式を使用してください。

（3）消費税の確定申告書の控え1枚目（第一表）の写し

（4）課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表（付表2）の写し

6-1. よくある質問 その1

Q：該当する補助金の内容が分からない
(例：交付決定金額・対象経費)

A：

○申請書・交付決定通知書をご確認ください。

○交付要綱にて、補助金に係る関係書類は「事業が完了する日の属する年度の終了後5年間」保管する義務がありますので、必ず保管してください。

6-2. よくある質問 その2

Q：【返還ありの場合】

「仕入控除税額の概要」の対象経費（または補助金）の使途の内訳が分からない（例：課税売上対応分など）

A：

○内訳は、消費税の確定申告時の区分に応じて記載してください。※内訳が不明な場合は、法人の確定申告担当（税理士等）や確定申告を行った税務署にご確認ください。

○対象経費の使途の内訳の合計金額は、補助金額と同額または上回るようにしてください。

7-1. 報告書提出が必要な補助金 その1

「令和4年度茨城県新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業費補助金」

○提出期限：令和6年（2024年）6月30日

※締め切りを過ぎています。

未提出の場合は速やかにご提出ください！

○様式の掲載場所（茨城県ホームページ）

<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/chofuku/jigyo/kaigo/r4serviceteikyotaiseikakuhojigyo.html>

7-2. 報告書提出が必要な補助金 その2

「令和5年度茨城県新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業費補助金」

○提出期限：令和7年（2025年）6月30日

※現在、提出を受け付けています。

消費税の確定申告が完了次第、ご提出ください。

○様式の掲載場所（茨城県ホームページ）

<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/chofuku/jigyo/kaigo/r5serviceteikyotaiseikakuhojigyo.html>

8. 報告書の提出及び問合せ先

郵送またはメールで下記あてご提出ください。

茨城県福祉部長寿福祉課 介護保険指導・監査G

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6

MAIL : kaigojigyoku(a)pref.ibaraki.lg.jp

※(a)を@に変更して送信してください